明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**三八六）　一
○文化財を重要文化財に指定する件（**文部科学**一六〇）　三
○重要文化財の指定の一部を解除する件（**同**一六一）　四
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（**同**一六二）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、企業年金基金変更関係　三

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第三百八十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十九日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	七億六千三百六十五万円	七億六千二百四十八万九千二百五十八円
〃	第二回	一億六千八百十一万円	一億六千七百九十二万二千三百五十二円
〃	第三回	八千五百十五万円	八千五百四万七千八百二十円
〃	第四回	三億五千六百六十四万円	三億五千六百三十二万六千百五十八円
〃	第五回	六百五十万円	六百四十九万三千四百五十五円
〃	第六回	八百三十万円	八百二十九万千九百三十九円
〃	第七回	二千六百万円	二千五百九十六万四千四百五十円
〃	第八回	二千九百万円	二千八百九十六万三千六百三円
〃	第九回	六百五十万円	六百四十九万五百二十五円
〃	第十回	千五百万円	千四百九十七万九千四百六十一円
〃	第十一回	千万円	九百九十八万七千六百六円
〃	第十三回	六百六十万円	六百五十九万六千百七十三円
〃	第十六回	六億千六百九十九万円	六億千六百九十八万四千二百五十八円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第五回	七億九千三十万円	七億七千五百十二万六千二百四十円
〃	第六回	七億八千三百五十四万円	七億六千九百三十七万三千六百二十円
〃	第七回	十七億四千七百十九万円	十七億五百二十五万七千四百四十円